

平成 23 年度第 1 回藤沢市総合計画審議会

と き 2011 年(平成 23 年)7 月 8 日 (金)
午後 6 時 30 分
ところ 藤沢市保健所 3 階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議事録確認

4 議 事

(1) 藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例等について(報告)

(2) 基本構想副読本・ガイドについて(報告)

(3) 新総合計画に係る進捗管理について(資料 5)

(4) 諸規定の改正及び制定について(資料 6)

(5) 専門部会の設置について(資料 7)

(6) その他

5 その他

6 閉 会

事務局

平成 23 年度第 1 回総合計画審議会の開催に当たって、本来であれば、もっと早い時期に開催の予定でしたが、東日本大震災の影響により、会議の開催が久しくなったことをお詫び申し上げます。

本日の会議は、審議会規則第 7 条の規定により「審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」となっております。本日は委員数 24 名のうち 19 名がご出席ですので、会議は成立しましたことをご報告いたします。

続いて、本日の資料の確認をいたします。(資料確認)

なお、前回議事録について訂正等がございましたら、7 月 29 日までに事務局までお知らせいただきたいと思います。

それでは、これからの進行は曾根会長にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長

ただいまから平成 23 年度第 1 回総合計画審議会を開会します。

本日は、新総合計画策定においての 1 年 8 ヶ月の活動と成果を確認しながら、本年度から総合計画の実施化につなげていくためのご意見をいただきたいと考えております。

はじめに、本審議会は公開としております。傍聴希望者はいらっしゃいますか。(傍聴者ゼロ)

続いて、議事録の確認については、事務局から説明がありましたので、早速、議事に入ります。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長

議事(1)と(2)は、報告事項ですので、一括して説明をお願いします。この件については、審議会としては情報提供として受けるべきものかと思いますが、事務局から説明してください。

事務局

議事(1)藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例等について、概要をご説明いたします。(資料 2 参照)

これらの条例・規則の制定に当たっての経過ですが、新総合計画につきましては、地域経営会議、地域経営戦略 100 人委員会、討論型世論調査など市民力・地域力・行政力を発揮して策定いたしました。この策定の過程において総合計画審議会からも基本計画の答申をいただいた際に、新総合計画の実効性を高めていくためには「新しい公共」と「地域分権」の理念に基づき、市民・地域と行政が協働・連携して「地域主体のまちづくり」を推進していくための仕組みを担保していく必要性についてのお考えをいただきました。このような総合計画審議会の考え方や市民力・地域力・行政力を発揮した新総合計画策定のプロセスを踏まえ、地域経営会議を初め市民の皆様と市民主体のまちづくりを推進するための仕組み

を制度として担保し、その理念を市民、公共団体、地域経営会議などと市が共有することにより、多様な主体による永続的な地域づくりと藤沢づくりを推進するために、条例の制定に向けた取り組みを進めてまいりました。

具体的には昨年12月から各地区の地域経営会議、あるいは市民説明会を開催し、あわせてパブリックコメントを実施いたしました。その際、さまざまなご意見等を伺いまして、これらの意見を反映した条例の骨子案をつくりました。そして1月31日の議員全員協議会で骨子案の内容をご説明し、議会からもご意見等をいただいているところです。そしてこれらのご意見等を踏まえた条例案を2月議会に上程して、議決をいただき、条例が制定されました。

また、規則につきましては、議会の議決を必要とするものではありませんが、その骨子案を議会に提出し、条例の審議の際に説明し、その後、規則として行政の方で制定したものです。

それでは、条例の内容について、各条文の概略をご説明いたします。

第1条は目的です。「新しい公共」の実現に向け、地域分権及び地域経営に関する基本的事項と永続的な地域づくりと藤沢づくりを推進するために必要な事項を条例で定めることにより、暮らしやすさと豊かさを目指す市民本位の地域社会を醸成し、市民生活の充実並びに自律した地域及び市域のまちづくりに寄与することを目的としております。

第2条は基本理念です。市民、公共的団体及び地域経営会議並びに市が相互の連携と協働により、地域分権を推進すること、また、それぞれの自律と相互の連携、共創により、市民にとっての暮らしやすさと豊かさの向上を目指す地域経営を進めることを基本理念としております。

第3条は地域分権の推進です。地域内分権として地域経営会議と市民センター・公民館が、市民、公共的団体とともに地域の魅力及び特色を高め、課題に取り組むことを推進すること、また、市内分権として、市が効果的に地域内分権を支援し、かつ、市民サービスの向上を図るために、市民センター・公民館の機能を高めること、そしてこれらの調和及び均衡により地域分権を推進することを定めたものです。

第4条は市民主体のまちづくりです。市民、公共的団体、地域経営会議のそれぞれの取り組みの目指すべき姿を示しており、市民は自助の取り組みと活動などへの参加に努めるものとし、公共的団体は地域及び市域の課題に取り組むまちづくりを共助により推進するよう努めるものとしております。また、地域経営会議を地域における魅力、課題、あり方、方向性等について地域市民の声を聞きながら、地域自治としての課題解決に向けた意思決定を行うことを定めたものです。

第5条は総合的な施策の推進です。市が、制度を初めとする地域分権及び地域経営推進に関する施策を推進することを定めたものです。

第6条は市民主体のまちづくりの推進です。第4条に規定します市民主体のまちづくりを進めるため、市長がこの条例に基づき、まちづくりの具体化に努めることを定めたものです。

第7条は委任規定です。

続きまして、条例7条の委任事項を受けて制定いたしました施行規則です。条例では地域分権及び地域経営に関する基本的事項と永続的な地域づくりと藤沢づくりを推進するために必要な事項を理念的に定めたものですので、具体的な方法や内容については触れておりません。したがって、この規則において条例の施行に関して必要な事項を定めております。具体的には条例に定めた地域内分権の推進や市内分権の推進、市民主体のまちづくりの推進、総合的な施策の推進に当たっての地域経営会議及び市民センター・公民館や市長などの役割を定めております。例えば議会でもさまざまなご議論いただきました「地域経営会議」につきましても、規則第4条で、地域経営会議が地域の意見集約を行う場合には、地区集会やアンケート調査等を行うこと、また、会議を公開で行うこと、地域のまちづくり計画案、又は地区別まちづくり実施計画案の策定やそれらの修正案を市長に提出することなどを定めております。

なお、これらの条例・規則につきましては、新総合計画のスタートとあわせて本年4月1日から施行されております。以上で、概要報告を終わります。

曾根会長
海老根市長

ここで、市長のごあいさつをいただきたいと思っております。

皆さん、こんばんは。大変お忙しい中、今日は平成23年度第1回総合計画審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

総合計画審議会は21年8月に始動して1年8ヵ月、基本構想、基本計画そして実施計画を策定していただきました。曾根会長、川島副会長を初め委員の皆様方には熱心に議論をしていただきまして、心からお礼申し上げます。総合計画書もご覧のとおり、表紙には市民が撮った景観ベストテンの1地区10枚、13地区の写真130枚が入っています。なぜその写真を使わせていただいたかという、この総合計画は地域の皆さんがつくった手づくりの総合計画です。延べ3万人がこの策定に関わったわけであり、100人委員会もありましたし、地域経営会議の皆さんもありました。「私たちの政府が創るいまも未来も住み続けたいまち 湘南ふじさわ」、当初、ここに「総合計画」と書きたいという案があったのですが、それはだめと、ここは「私たちの政府が創るいまも未来も住み続けたいまち 湘

南ふじさわ」だと、総合計画にしたら読まないからだめですよ。絵も初めは富士山で、いつも同じ、江の島から富士山を見ている航空写真です。これもだめということで、こういう 130 枚の写真にさせていただいたわけです。何といたって市民の皆さんが読みたくなるような総合計画にさせていただきました。その中に 3 つの基本理念、3 つの都市ビジョン、9 つの方向性が書いてあるわけです。

私は今、各地区を回っているときに、今年は 100 周年に向けてのスタートの年ですというお話をさせていただいています。去年が市制 70 周年ですから、今年は 71 周年目ですけども、そうではなくて総合計画ができて 100 周年を目指していると、今年はその第 1 歩の記念すべきスタートの年であるとお話をしております。

全国 804 の市区、900 の町村が総合計画をつくられていると思いますが、この計画こそが市民の手づくりでつくったものだと考えておりますし、これは全国で初めての試みだろうと思っています。DP もやりました。こういった試みは大変貴重だろうと思っていますし、藤沢市の長い歴史に残る新たな一歩だろうと思っています。ただし、これは完成ではないと私もお話をさせていただいております。できてスタートです。3 年ごとに見直しをしていく。市民を初めいろいろな皆さんがまたいろいろ手直しをして、新たなものをつくっていくことが必要だろうと思っています。議会でもしっかり監視、チェックをしていただいて、よりいいものにしていく、それが「いまも未来も住み続けたいまち 湘南ふじさわ」につながるのだろうと堅く信じているわけです。総合計画審議会の皆さんには、今後、進行管理も含めて引き続きお力を頂戴したいと思っていますので、よろしく願いいたします。皆さんのご労苦に心から感謝を申し上げ、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

曾根会長

ありがとうございました。

引き続き、報告をお願いします。

事務局

(2) 基本構想副読本・ガイドについてご報告いたします。(資料 3 参照) 基本構想をわかりやすく説明するため、イラストなどを用いて作成したのが基本構想副読本です。小中学生にも読んでもらえるようふりがなを振り、難しい文言は結末でメモとして解説するなどを行っております。また、前回 1 月 15 日の第 18 回総合計画審議会でもご審議をいただきました「私たちの政府による地域づくりと藤沢づくりの仕組み」についても概念図を用いて説明をしています。この副読本については、広報ふじさわ 3 月 25 日号とあわせまして、全戸配布を行ってきたところでございます。

(資料 4 参照)

資料4は、行政力として新総合計画策定に取り組んでまいりました市内の会議であります「わいわい・がやがや・わくわく会議」の若手職員が制作しました小学校低学年でもわかるような基本構想を解説する際の「未来の書」です。漫画やイラスト、藤沢にちなんだクロスワードなどを配置して、楽しみながら読んでもらえる工夫や、紙の折り方にも工夫を凝らして、手に取ってみたいようなでき上がりとなっております。裏面は、藤沢市の小中学校や市民センター・公民館を配置したマップとなっておりますので、地図の方もとてもいい出来栄えになっていると感じています。このガイド等については、希望される市民にお渡しするとともに、市内でも階層別職員研修等で研修資料の1つとして活用するなど、周知を行っているところです。

次に、同じく「わいわい・がやがや・わくわく会議」の職員が作成いたしました映像を使用した基本構想を子ども向けに解説する「クロマツ博士のなるほど新総合計画」をご覧いただきたいと思います。(映写)

いかがでしたでしょうか。この映像は「ふじさわ動画サイト」にもアップしておりますので、インターネットでご覧いただけるようになっております。また、市役所、市民センターなどの公共機関や大学に設置いたしました液晶ディスプレイによる行政情報や地域情報を配信する「ふじさわサイネージ」についてもアップする準備をしておるところでございます。ただ、現在、節電により3ヵ所しか稼働していないため、今後、時期を見てアップしていく予定です。そのほかにも同じく「わいわい・がやがい・わくわく会議」職員が「カルタ」「すごろく」も作成いたしました。これは児童が遊びながら基本構想の理念や目指す方向性などを学んでもらうことを想定して作成したものです。以上で(2)の報告を終わります。

曾根会長

質問等がありますか。

総合計画をつくって、一番大きな変化は、東日本大震災が起きて総合計画に大震災のことを予測していなかったのかなと思いましたが、実はそれらしい記述をしております、10年後、20年後の予測は万全ではないと、思わぬ出来事がやってくると思った方がいいだろう。それゆえ変化に対応できるシステムをつくっておくことが必要になる。耐震には柔構造が必要である。ショックを吸収する分散構造も1つの方法であると。直接市のことは書いてないのですが、想定外という意味ではなくて、予測ができないことはたくさんあると、あらかじめ宣言していたということで、予見能力があったということの自慢ではないのですが、大きな変化が1つあって、それでも総合計画は生きているだろうと。どういうふうに修正すればいいのかというのはお考えいただきたいということはあるかもしれませんが、修正

というより、つけ加えるべきことなんだろうと思います。

もう1つは、この間、地震、津波、原子力発電所の問題がありましたけれども、政治の方もいろいろ変化がありまして、この審議会では「地域主権」という言葉は使っておりませんでした。政府の方も諦めたみたいですよ。

それからもう1つの報告事項では「私たちの政府」という言葉を使っています。実は、地方は「政府」という言葉は、従来は使っていなかった。国・地方の協議機関というのができまして、社会保障と税の一体改革で、最初の会議を開いたときに、面白いことがありました。それは議事録を取るのも費用は折半だと、国と地方は対等でやっているなんて今までだったらあり得ない話です。「地方が政府である」といつの間にか、思わぬところで展開していると思っただけいいのではないかと。そういう意味では我々は先取りしていたと、これは少し自慢になりますが、こういうことがありましたということで、前回の審議会から時間がたっておりますが、ご質問あるいはご意見はございますか。

今、お見せいただいた映像及び紙ベースの資料もいろいろ利用価値があって、より分かりやすくなっていると思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長

よろしければ、議事（3）新総合計画に係る進捗管理について、事務局から説明してください。

事務局

新総合計画進捗管理案についてご説明いたします。（資料5参照）

新総合計画の基本構想、基本計画、実施計画の執行管理システムとして市域全体のまちづくり実施計画、地域まちづくりの地区別まちづくり実施計画について、総合計画の中でPDCAサイクルに基づく進捗管理を行うことが位置づけられています。この位置づけを踏まえ、今回、総合計画審議会において第三者評価の視点から1年間の進捗管理の検証をお願いしたいというのが基本的な趣旨です。

1 進捗管理の目的は、4万3,000の「気づき」からの未来課題をどう実行に移したかが基本計画、実施計画に書かれておりまして、それらとまちづくり指標の中長期アウトカムとアウトプットも含めながら、その活動の成果をきちんと評価して、どういう事業が基本構想の理念に即しているのかを進捗管理の視点で行っていただきたい。

2 取り組みの前提は、取り組みに当たっては、市民力、地域力、行政力による三層構造によりつくってきた新総合計画を、つくって終わりではなくて、実行に移した管理を市民力、地域力、行政力で検証をしていただきたい。こういう中で地域分権、地域経営の推進、新しい公共というものもあわせながら進めていきたい。

3 審議会における進捗管理の基本的な考え方は、総合計画審議会では、外部環境の変化や社会経済状況の変化、地域の特徴的な変化等々を踏まえながら、総合的な視点から第三者の目線での評価をお願いしていきたい。したがって、総合計画実施計画だけで700ぐらいの事業がありますが、それを一つひとつ審査するのではなく、13地区ごとの地区別まちづくり実施計画や全市のまちづくり実施計画については、それぞれ行政力、地域力、市民まちづくり事業は市民力によって各活動主体、実施主体について中長期のアウトカム指標、成果指標に基づいて多様な主体ごとにきちんと検証していく。そのために「進捗管理部会」をつくって、これらの評価結果を受けて、市民満足度調査や外的要因の変化等も踏まえながら、総合的にワークショップを行いながら検証していく。それを節目ごとに総合計画審議会にお諮りして、全体の進捗管理の総合的な外部評価とさせていただきたい。したがって、中長期のアウトカムを中心とした評価と、多様な主体自身の評価結果、見直し結果を受けて中長期アウトカムの改善状況や社会経済情勢を踏まえ、第三者評価に準じた視点でご検証いただきたい。

4 審議会における進捗管理手法は、多様な主体自身の評価・見直しの結果を受け、中長期アウトカムの状況を踏まえて、戦略目標や地域まちづくり目標と事業の方向性、政策について評価をする。また、不足している施策や事業群についての示唆、例えば市民満足度調査の結果、満足度が上がっていないとか、検証結果については総合計画審議会から市長に報告していただくとか、地域経営会議や市民活動団体等については意見やアドバイス、情報提供を行い、改善の指針を示す。市長はその報告を受けて、総合計画事業の査定及び短期財政計画の改訂を行う。

5 基本スケジュールとしては、(1) 実施計画は毎年度のローリングにあわせ、中長期アウトカム状況を確認し、評価結果を各実施主体に報告し、必要に応じてアドバイスを行う。(2) 基本計画は3年のローリングとして、1～2年目に蓄積した情報を元に3年目に分析、評価・見直しをし、改善を図る。

5 ページ以降は参考ですけれども、地区別まちづくり実施計画はまちづくり地域事業ということで、地域の方々が自助、共助により進めていく事業で、例えば子育て見守り応援隊があります。まちづくり行政事業では、災害時の安全対策事業があります。行政全体でもまちづくり行政事業は、行政が責任を持って全市で行っていくもの、公民連携で進めていく事業や広域連携で進めていく事業、あるいはまちづくり市民事業ということで、さまざまな市民団体、NPO団体、活動団体と連携していく事業があります。

6 ページの進捗管理の手法は、本庁そのものはまちづくり行政事業からまちづくり公共事業まで抱えておりますので、これは実施計画に基づいて総合計画事業は、サービス対象、アウトプット、フルコスト、費用対効果、担い手等を明らかにして、事業に対する効率性や事業の生産性の定量的な分析・評価を行います。あわせて毎年度の積み重ねを基本計画の改訂に向け、主要な指標、戦略目標、ふじさわ未来課題に対してどのように寄与しているか、将来的にどのように寄与するのかを明らかにしていく。一方、13 地区の市民センター・公民館において、まちづくり行政事業を抱えておりますので、これは公共事業として行っていくわけですが、地域経営会議の意見を踏まえながら、市民センター・公民館が本庁と同じ水準で進捗管理を行っていく。

それから 13 地区のまちづくり地域事業があります。これはまさに市民の皆さんの自助、共助で推進するとともに、地域市民、地域団体へ情報を発信して情報を共有することが重要となってまいります。そしてできるだけ負担を軽くすることも含めて、例えば「子どもの安全・安心見守り隊」というものを自治会や交通安全協会、PTAの皆さんとつくってきた。そして毎日 2 回やっていると、そういうものはそういう仲間とワークショップを行って、できる限り負担のない方法で、自分たちの成果を確認しながら、地域にきちんと情報発信して、地域で共有していくという形でやっていく。

次の基本スケジュールでは、23 年度は実施計画がスタートしたばかりですので、今年度は特に実施計画のアウトプットを定めてありますので、それをもとに評価すると同時に、事業を取り巻く外的要因とか定性的な動向も踏まえながら、どう目標に向かってやっていくか。年度末には未来課題や成果指標、アンケート調査をやって満足度がどう変化しているかとか、それを翌年に反映させる、そういうことを繰り返していきたい。来年度からは外部評価をお願いし、その結果を踏まえて総合計画事業の見直し、総合計画事業費を精査していきたい。したがって、これらのデータや情報の蓄積によると、25 年度にはいよいよ基本計画の見直しに入ります。そこで進捗管理の専門部会をつくって新未来課題、新たな成果指標の設定、評価基準を踏まえながら議論をしていただきたいと思います。したがって、総合計画審議会としては 2～3 回程度、節目、節目で特にチェックの部分をお願いしていきたいと思っております。以上です。

曾根会長

今、説明がありましたように、総合計画をつくって、実行しチェックしていかなければいけないわけですが、この進捗管理の部分の評価を総合計画審議会が担うということですが、ご意見、ご質問を伺いたいと思います。

塚本委員

前回から半年以上たっていて久しいけれども、振り替えると1年半ぐらいのスケジュールで三層構造という市民力、地域力、行政力を結集して、素晴らしい総合計画をつくり上げたわけです。そこには大変な労力があつたわけであります。そして進捗管理をしていく段階で、どうもでき上がってしまうと、一息ついてしまう感じを受けざるを得ない。先ほど市長も今年には未来課題に向かってスタートの年であると言われたが、どうも市民力、地域力、行政力を結集してつくっていった力の入れ方と、でき上がって、進捗管理していくところに少し温度差がある感じを受けてしまう。そこをつくったときの力を担保しながら、進捗管理ができるかも考えていかなければいけないのではないかと。今の説明では、第三者評価はいいけれども、つくってしまって一息して、第三者に評価してもらおうかみたいな感じを受けるので、できれば、つくったときと同じような勢いで進捗管理もしてしかるべきではないかと。

事務局

少し説明が言葉足らずだったかもしれませんが、市長も進捗管理は三層構造できちんとやっていきたいという思いであります。したがって、進捗管理部会には行政も入ります。行政力の方は庁内に進捗管理プロジェクトをつくって、常に外部要因の変化とか中長期のアウトカムを踏まえてきちんと記録していく。それを進捗管理部会のワークショップできちんと議論をしていく。

地域力の方は、13 地区ごとに地域経営会議がスタートしましたので、全体の連絡会議も設置していただくと同時に、我々も彼らとのワークショップを持って、いろいろな地域の声や情報交換をしながら、どんな状況で地域まちづくり事業が進んでいるのか、地域の悩みとか、地域がどういうふうに変化しているのか。

それから市民力については、今回は、地域経営戦略 100 人委員会はつくっておりませんが、150 人結集した中の半分は地域経営会議の方で、残り専門的にボランティア活動をやっているとか、その方々が藤沢市の市民活動推進センターに結集しておりますので、NPO、ボランティア活動団体と連携しながら、積極的にワークショップを介しながら、市民がどこを担ってきたのかをやっていく。毎年、それらを踏まえて 13 地区、全市ごとの満足度調査等もきちんとやっていく。去年は相当ハードでしたが、進捗管理部会と事務局が入っていますので、去年ほどにはなりません、ワークショップを使いながらやっていきたいと思っております。

塚本委員

実施計画そのものは1年ローリングで、これは地域経営会議の方で目の前の課題がどう進捗しているか、常にチェック体制にはあると思うので、実施計画の進捗管理は、それぞれの地域が主体的に担っていくと思う。基

本計画は3年ローリングということで、基本計画の進捗管理並びに市域全体の計画の進捗管理という形で行くと、本来は100人委員会みたいなものをまた発足させてやると市民力の結集の形も見えるけれども、なかなかそういかないのも実情ですので、言ってみれば3年ローリングだから3年に1回ぐらいDPをやるということを位置づけて、DPには費用がかかるからそう簡単には言い切れないけれども、その辺は担保しておいてもいいのではないかと思うけれども、どうですか。

曾根会長

大変なエネルギーを必要とするわけですが、費用にしても計算の上に出てこない。準備に何日も泊り込む学生や何ヶ月前からやるということがあります。希望は承っておきますが、やれるかどうかというのはかなり体力勝負みたいなどころがあります。DPは1つの手法ではあるけれども、おっしゃっているのは本質に触れておまして、それは政治、行政が議論するのはほとんど予算ですが、企業会計で議論するのは決算、つまり株主総会ではどれだけ収益が上がったか、利益が出たか、それによって株主配当とか役員報酬などを決めるわけですが、全くそこは逆で、つまり決算に相当するわけです。利益に相当するものが進捗管理で、数字だけ見ればわかるという、それは何なのというところは日本だけでなく、世界中の行政が見つけられないところで、そこがあれば一目で、これだけうまくいっているというところ、利益に相当するところがなかなか見えない。ですから、システムとしてそういうものを考えながら、つくっていくことが必要なんだろうと思いますが、これは単なる感想で、まだ、そんなことをやったところはないし、できるのかなという気はしております。

事務局

これら件についてはどこまで可能性があるか、事務局の方も相談をさせていただきたいと思います。

曾根会長

ほかにご意見、ご質問、コメント等ありますか。

東海林委員

ワークショップについて、100人委員会にコーディネーターとして入っていた感想ですが、地域経営会議の人たちは集まって話をされていかれたと思うけれども、それ以外のNPOの人たちは、なかなかこの方たちと交わる機会がなくて、完全に分離したような感じで、それぞれがそれぞれの話をしているということが結構見られたので、地域力と市民力がどうやって協働できるのかが大きな課題だと思う。これがうまく回るような仕組みをつくっていかなければ、いつまでも分離したままで、やれることはあるのに、その人たちの力を引き出せていないという状況のままやってしまうと思うので、そこはきちんと仕組みを考えていかなければいけないと感じました。

曾根会長

ほかにありますか。なければ、今のようなご意見を踏まえた上でとい

うことで、次に進みたいと思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長
事務局

続いて、議事の（４）諸規定の改正及び制定についてと（５）専門部会の設置については関連するので、一括して事務局から説明してください。
（資料６参照）

先ほど触れさせていただきましたが、今回、総合計画審議会に総合計画の進捗管理を外部評価の目線をお願いしたいということで、新たに専門部会を設置することを目的に、規則等の改正をいたしました。改正内容としては（１）委員の任期は２年以内とする。（２）部会長の選出については、部会長は、専門部会の所掌事項について、総合計画審議会に対して責任を有するものであり、進捗管理については、その調査、分析作業が重要となるため、部会長、部会委員及び部会長職務代理者について、会長が指名するとしております。

（３）部会運営に関する事項の委任は、部会長に情報収集や参加の仕組みや運営の手法を委任する。

次の新旧対照表の変わった点は、第４条、委員の任期は２年以内とする。第１０条２項、部会は、会長の指名する部会長及び部会委員で構成する。同じく第４項、会長が欠けたときは、会長が指名した者がその職務を行う。

第５項、前各項に定めるもののほか、部会の組織、運営等について必要な事項は、部会長が定めるとしております。

（資料７参照）

専門部会の設置についてですが、総合計画審議会規則第１０条の規定に基づき専門部会を設置する。名称は進捗管理部会。所掌事務は（１）総合計画基本計画に定める成果（アウトカム）に係る進捗状況の把握、（２）総合計画実施計画に定める事業の実施結果（アウトプット）に係る進捗状況の把握、（３）成果及び事業の実施結果に係る評価、（４）審議結果に係る総合計画審議会への報告、（５）その他会長から指示された事項として、実質的には本日以降より来年３月までに審議会へ報告できるような活動をしていくと同時に、市民力、地域力がうまく合体できるような仕組みのさらなる精査をしていただきたいということでもあります。以上です。

曾根会長

ただいま事務局から説明がありましたが、７月１日より施行されているということを前提にして、部会を設置することと、部会長に玉村委員、部会委員に小松委員、植原委員、東海林委員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

曾根会長

それでは、玉村部会長から一言お願いします。

玉村専門部会長 つくるときの熱気は常にありますが、こういうのはつくることが目的ではありませんので、今後いかにして抱えたものをしっかりと実現していく、さらにより良いものをつくっていく、そのための動きをつくっていくことが大切かと思っています。そういうことの土台、きっかけをつくるどころまでかと思っていますので、その前さばきの情報整理を部会としてやっていこうかと思っています。部会はいくまでいろいろなものを用意する、検討するところまでだと思っていますので、これからもご協力のほど、よろしく願いいたします。

曾根会長 部会について、他にありますか。
ないようですので、部会の設置等についてご承認いただいたことにいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

本日の議事は以上ですが、その他として委員及び事務局、何かありますか。

事務局 その他として、現総合計画審議会の任期が8月1日で満了となります。委員の皆様には大変ご尽力賜りました。今後は総合計画審議会の役割も進捗管理に舵を切っていくこととなります。そこで今の総合計画審議会委員の構成は24名ですが、当初、地域経営戦略100人委員会のまちづくりコーディネーターを兼ねて5名の方をお願いしてきた経過があります。次期はその辺も含めて20名前後に修正させていただいて、これは議会事務局とも調整して、次期総合計画審議会委員に引き続きお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

曾根会長 他に何かありますか。
それでは、以上をもちまして、平成23年度第1回総合計画審議会を終了いたします。

午後7時45分 閉会